

違法伐採対策の一層の強化に向けた中間とりまとめ

平成 27 年 7 月 3 日
自由民主党
農林水産戦略調査会
農林部
林政小委員会

違法伐採は、森林の減少・劣化、地球温暖化の進行、テロ組織への資金供給等国際的に深刻な問題を引き起こすものであり、国内の森林・林業・木材産業にとっても、健全な競争の阻害要因となる。このため、我が国は世界に先駆けて、平成 18 年にグリーン購入法の活用を通じた違法伐採対策の制度を創設し、合法木材の供給拡大に取り組んできている。また、我が国は世界に先駆けて「山の日」という祝日を制定した森林国でもある。

しかしながら、最近では、生産国における合法性証明の信頼性の低下、消費国におけるデュー・ディリジェンス(然るべき注意)の導入など国際的に新たな動きが見られ、我が国としてこうした状況に早急かつ適切に対応する必要がある。

このため、林政小委員会は、本年4月から6回にわたり議論を行ってきたが、違法伐採対策の一層の強化に向けて、下記のとおり中間とりまとめを行う。

記

- 1 我が国における現在の違法伐採対策の取組は不十分であり、事業体への過度な負担を避けつつも、実効性のある抜本的な強化を図る必要がある。
- 2 来年のG7伊勢志摩サミットが日本で開かれることもあり、林政小委員会に、「違法伐採対策制度検討ワーキングチーム(仮称)」を新たに設置し、衆議院法制局も交えて、関係省庁の協力を得つつ、制度面や支援策の具体的な検討に着手し、速やかに成案を取りまとめる。
- 3 一方、違法伐採対策の重要性に鑑み、業界団体への協力要請など、関係省庁は対応できることから迅速かつ着実に実施する。

以上